

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案に対する修正案

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第六条第二項中「従事する職員」の下に「（以下この項において「研究者等」という。）」を加え、「当該職員」を「研究者等」に、「勘案し」を「勘案するとともに、優秀な人材の確保並びに若年の研究者等の育成及び活躍の推進に配慮し」に改める。

附則第五条中「特定国立研究開発法人に関する」を「関連する」に、「検討を加え」を「検討し」に改め、「基づいて」の下に「、所要の法改正を含む全般的な検討を加え、」を加える。